

建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

(目的)

- 1 この要領は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者（随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。以下同じ。）の選定について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(総合数値の算定方式)

- 2 総合数値は、建設業法第27条の29第1項の定めにより算定した最新の総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載された総合評定値（P点）を基礎数値として、次に定める方法により算定するものとする。この場合において、総合数値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 富士市内に主たる営業所を有する者の土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合数値

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値 (P点)} \times (1 + A / 100) + B + C + D$$

A 工事成績の数値

請負代金額1件500万円以上の富士市発注工事を対象とし、格付対象年度の3年度前の1月1日から前年度の12月31日までの間に富士市が採点した入札参加者各自の工事評定点（工事が2以上あるときは、その平均値とし、小数点以下は切り捨てる。）から64点を減算したものとする（該当する工事がない業者又は工事評定点の平均値が64点以下の業者については工事成績の数値を0とする。）。

B 優良工事施工認定の状況

格付対象年度の前々年度及び前年度において、富士市より優良工事施工業者に認定されている場合 1箇年度につき30点

C 技術職員数の状況

総合評定値通知書の建設工事の種類ごとに記載される技術職員数
1級技術者1名につき 5点、基幹技能者等又は2級技術者等1名につき 2点、その他技術者1名につき 1点、最大30点

D 社会的貢献活動（アからクまでの合計とする。最大80点）

ア 障害者の雇用状況

格付対象年度の前年度の1月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合（法定雇用義務はないが障害者を1名以上雇用している場合） 10点

イ ISO9001の取得状況

格付対象年度の前年度の1月1日において、ISO9001を取得している場合 5点

ウ ISO14001又はエコアクション21の取得状況

格付対象年度の前年度の1月1日において、ISO14001又はエコアクション21を取得している場合 5点

エ 地域貢献の活動状況

格付対象年度の3箇年度前の1月1日から前年度の12月31日までの間に、別表第1に該当する富士市における地域貢献活動がある場合 最大20点

オ 災害に関する協定の締結状況及び活動状況

富士市地域防災計画に基づき、格付対象年度の前年度の1月1日において協定を締結している場合及び格付対象年度の3箇年度前の1月1日から前年度の12月31日までの間に、別表第2に該当する富士市における災害時の活動実績がある場合 最大10点

カ 安全教育等の取組状況

格付対象年度の6箇年度前の1月1日から前年度の12月31日までの間に次の教育に係る講習等（実施機関は問わない。）の受講実績がある場合 別表第3の受講実績に応じて最大10点

足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育

車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育

玉掛業務従事者安全衛生教育

建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育

建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育

キ 暴力団等排除の取組状況の評価

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に基づく不当要求防止責任者の選任届を静岡県暴力追放運動推進センターへ提出し、格付対象年度の4箇年度前の1月1日から前年度の12月31日までの間に不当要求防止責任者講習の受講実績がある場合 10点

ク 施策推進事業登録又は認定の状況

格付対象年度の前年度の1月1日において、事業所が次の項目に登録又は認定されている場合 各10点

消防団協力事業所の認定

ふじ職域健康リーダー設置事業所の登録

高齢者雇用事業所の登録

女性管理職雇用事業所の認定

(2) (1) 以外の建設工事の総合数値

総合数値＝総合評定値（P点）

（等級の格付基準）

3 2に定める方法により算定した総合数値に基づき、富士市内に主たる営業所を有する者について、次のとおり格付を行うものとする。

(1) 土木一式工事については、A、B、C及びDの4等級に、建築一式工事、電気工事及び管工事については、A、B及びCの3等級とし、別表第4の基準により行うものとする。ただし、土木一式工事及び建築一式工事のA等級は建設業法第3条に定める特定建設業の許可業者とし、A等級の基準を超える一般建設業の許可業者については、B等級に格付す

る。

(2)(1)以外の建設工事については、等級による格付を行わないものとする。

(格付の有効期間)

4 格付の有効期間は、当該格付が認定された日の翌日から、次回の認定の日までとする。ただし、随時申請によるものについては、当該格付が認定された日の属する月の翌月の1日から、次回の認定の日までとする。

(入札参加者の選定)

5 入札参加者の選定については、建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格(昭和58年富士市告示第37号)1の(1)若しくは(2)、2の(1)又は3の(1)の定めにより当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者のうちから地域的条件、工事手持量、工事経歴、工事成績、技術者数、経営内容等を勘案して、富士市建設工事等入札参加者指名委員会が行うものとする。

附 則

この要領は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和60年7月3日から施行する。

附 則

この要領は昭和61年7月3日から施行する。

附 則

この要領は昭和62年7月8日から施行する。

附 則

この要領は平成元年8月9日から施行する。

附 則

この要領は平成4年7月30日から施行する。

附 則

この要領は平成7年8月23日から施行する。

附 則

この要領は平成8年8月20日から施行する。

附 則

この要領は平成9年8月27日から施行する。

附 則

この要領は平成10年7月21日から施行する。

附 則

この要領は平成11年7月27日から施行する。

附 則

この要領は平成12年7月26日から施行する。

附 則

この要領は平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年1月10日から施行し、改正後の建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領の規定は、平成24年4月1日以後に行う格付について適用する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要領は平成26年3月25日から施行する。

附 則

この要領は平成27年3月27日から施行する。

附 則

1 この要領は平成28年1月8日から施行し、改正後の建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領の規定は、平成28年4月1日以後に行う格付について適用する。

2 平成28年度に係る格付に限り、改正後の建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領（以下「新要領」という）2（1）Dカの適用については、新要領2（1）Dカ中「1月1日」とあるのは「2月1日」とする。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 1 月 11 日から施行し、改正後の建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に行う格付について適用する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 1 月 10 日から施行し、改正後の建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に行う格付について適用する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に行う格付について適用する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 地域貢献活動の活動内容及び評点

書類の種類	評点
地域貢献について証明書等が添付されている場合	5点
地域貢献の欄が「有」の完成検査合格通知書がある場合	2点
書類及び写真等で活動の確認ができる場合	1点

別表第2 災害協定の締結及び活動の活動内容及び評点

書類の種類	評点
富士市地域防災計画に基づく協定を締結している場合	2点
大規模災害の発生時に災害復旧活動を行った実績がある場合	10点
大規模災害以外の災害等の発生前、発生中、発生後を問わず、災害等に関係した復旧活動、救助活動、保全活動、予防活動（巡回活動を含む。）を行った実績がある場合（訓練等は除く。）	2点

別表第3 安全教育等の取組状況の受講実績数による評点

受講数	評点
1講座	5点
2講座	6点
3講座	7点
4講座	8点
5講座	9点
6講座以上	10点

別表第4 令和8年度及び令和9年度 等級の格付基準

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	1,060点以上	990点以上	860点以上	900点以上
B	880点以上 1,059点以下	690点以上 989点以下	710点以上 859点以下	660点以上 899点以下
C	700点以上 879点以下	689点以下	709点以下	659点以下
D	699点以下			